

プラトンの音楽教育論に関する一考察：  
「実践としての音楽」の視点から

工 藤 千 晶

美作大学・美作大学短期大学部紀要（通巻第61号抜刷）

論 文

プラトンの音楽教育論に関する一考察：  
「実践としての音楽」の視点から

A study on plato's music education theory :  
From the viewpoint of music practices

工藤 千晶<sup>i)†</sup>

---

キーワード：プラトン、「実践としての音楽」、『国家』、『法律』

---

要 旨

本稿は、道徳性の育成を目指すプラトンの教育論の中で、「実践としての音楽」がどのような特質を有しているのかを明らかにすることを目的とするものである。考察の結果、「実践としての音楽」が、アレテーとロゴスの双方を有する営みであること、またそれゆえに、「実践としての音楽」による道徳性の発展は、知的教育から区別された現代の情操教育や感情教育とは異なるものであることを示した。

研究の背景と目的

歴史的に、道徳教育は2つの視点から検討されてきた。1つは、教科としての道徳教育であり、他方は、教育活動全面の有機的・統一的な全体計画の下におこなわれる道徳教育である（佐藤, 1969）。道徳教育の在り方が問われている今日の我が国の状況をふまえ、本稿では、音楽教育も全人的な育成の一役を担うべく、その在り方を見つめ直す必要があるという立場から、後者の道徳教育における音楽教育の在り方に着目する。

後者の道徳教育は、全人教育という見地から、その起源を古代ギリシアにみることができる。古代ギリシア時代、ソクラテスはエレンコス法を用いて、「よい人生とはなにか」を問い合わせた。ソクラテスにとって、「よい人生」とは、徳を備えた人間によるロゴスの追求であり、真理の追求であった。その際、重要な役割を果たしたのが「音楽」である。ソクラテスは、人生の終わりが近づいた時、「音楽をつくり、音楽を実践せよ」との啓示を受け、それを実行する（プラトン『パидン』, 60C-61）。ソクラテスによる最期の音楽

実践は、哲学の追求に他ならなかった（E. Brann, 2004）。このように、「音楽」が理性の営みであるという思想は、プラトンへと受け継がれることになる。プラトンの教育論は、道徳性の発展<sup>1)</sup>を目指すものであるが、その教育論は、当時のパイディアや後のリベラル・アーツに決定的な影響を及ぼすものであった（J. Dolch, 1971）。

ここで注記しておきたいのは、これまでのプラトン研究においては、「音楽」の概念が多義的にとらえられてきたということである。周知のように、古代ギリシアにおける「音楽」は、現代のものとは異なる概念を有しており、ムーシケーに内包される営みの一部分であった。拙稿では、ムーシkeeに内包される営みのうち、従来のプラトン研究で「音楽」と解釈されてきたものとして、①「実践としての音楽」、②「数学としての音楽」、③「哲学としての音楽」という3つの概念があることを示した。①「実践としての音楽」は、舞踊・詩と一体となった歌唱や器楽の実践という意味で解釈される「音楽」であり、その内容については、川島（1970）、今井（1973）、シェーン－ナッザーロ

i)† 美作大学生活科学部児童学科

(M.B.Shoen-Nazzaro 1978)、海老沢（1989）、丸橋（1999）、加藤（2007）、松尾（2010）、ホワイトウェル（D. Whitwell 2011）、ダングール（A. D'Angour 2013）らによって説明されている。②「実践としての音楽」は、ピタゴラス学派の伝統を受け継ぎ、音の数比による調和を学ぶ「音楽」である。その内容については、川島（1970）、今井（1973）、マルー（1985）、海老沢（1989）、廣川（1999）などが記述している。③「哲学としての音楽」は、「哲学」を「最も高度な形の音楽」と位置づけているものである。この見解は、ブラン（E. Brann 2004）、マレー（P. Murray 2004）、ペロシ（F. Pelosi 2010）など、主として哲学史の文脈の中で語られることが多い。以上をふまえ拙稿では、3つの「音楽」概念が、プラトンの教育課程論<sup>2)</sup>の中でそれぞれどのように位置づけられ、どのような関係にあるのかを明らかにした。

本稿では、上記3つの音楽概念の中でも「実践としての音楽」に着目し、踊りや詩を伴う歌唱や器楽の実践が、プラトンの徳を養う教育の中でどのように位置づけられるのか、という視点からの考察を行う。本稿の目的は、道徳性の育成を目指すプラトンの教育論の中で、「実践としての音楽」がどのような特質を有しているのかを明らかにすることである。このことを通して、音楽が人間教育にどのように関わってきたのか、歴史的にその根源を探りたい。

なお本稿では、プラトンが詳細に教育論を記している『国家』と『法律』を考察の対象とする。『国家』は全10巻からなるプラトンの中期の大作であり、哲人教育論が記されている。『国家』に示されている教育論は、国の統治者を養成することが目的とされているため、教育課程の中で統治者となるのにふさわしい人物の選抜がなされる。すなわち、すべての自由市民を対象とする初期の教育段階から、徐々に高度になっていく学習の過程で、統治者となる者を能力に応じて選抜していくシステムとなっている。一方、プラトンの後期の作品である『法律』においては、選抜は強調されておらず、自由市民一般の教育が記されている。本書は、全12巻からなる長編で、法律、宗教、その

他国家の運営に係る事項が言及される中で、教育に関しても詳細な記述がなされている。教育に関して、人格に関わる人間形成を中心としている点は『国家』と『法律』で共通している。

### 先行研究の概要

プラトンの「実践としての音楽」、すなわち器楽や歌唱の実践を伴う「音楽」に関する考察は、これまで、『国家』におけるハルモニア論やリズム論を中心として、あるいは『法律』におけるデュオニユソスの歌舞団での実践を中心として検討してきた。

国安（1975）は、プラトンの時代、ムーシケーの解体が進み、ムーシケーが「音楽」を指す名称に変移する中で、プラトン自身はムーンケーの中にロゴスを含めるべきと主張していると述べている。併せて、プラトンの教育論が道徳的な教育であることも指摘している。

田島（1982）は、プラトンの音楽教育は情操教育であると説明をしている。その際、田島は、豊かな感情の育成という意味で、プラトンの情操教育を捉えている。

木間（1987）は、『国家』の教育論の中で、ムーシケー（本稿における「実践としての音楽」の内容）は、道徳的・倫理的な機能を有していると述べている。しかし『法律』では、ロゴスについて触れられることはほとんどなく、ムーシケーは音楽と舞踊として扱われていると説明している。

丸橋（1997）は、『法律』にみられるデュオニユソスの歌舞団に焦点を当て、考察している。その結果、『法律』の3つの歌舞団は、それぞれ感情教育、治癒教育、再生教育という形で、市民たちの生涯にわたる幸福への努力を促す場と位置づけられている。

加藤（2007）は、プラトンの音楽教育は、「共に歌う人々」の「こころ（魂）」を秩序あるものにする教育であると説明している。さらに加藤は、プラトンの音楽教育は、人間の品性の形成にかかわるものであるとも述べている。

このように先行研究においては、実践を伴う「音楽」教育を、「情操教育」や「感情教育」として、さらに

は「道徳的・倫理的発展」に大きく貢献するものと位置づけている。以上をふまえ本稿では、道徳性の育成という視点からみた「実践としての音楽」の特質について、以下の点から考察を加えたい。まず、プラトンの「実践としての音楽」がロゴスとアレターの双方を有するものであることを、『国家』および『法律』を基に論じる。それを基に、ロゴスとアレターの双方を有する「実践としての音楽」が、道徳性の育成という視点からみてどのような特質を有しているのか述べる。

### 『国家』および『法律』にみられるプラトンの「実践としての音楽」

#### 1. 『国家』にみられる「実践としての音楽」

プラトンによれば、国の統治者となるためには、勇気ある人間、節度ある人間、敬虔な人間になる必要があった（プラトン『国家』、395 C）。プラトンは、そのような人間を真似ることによって、その人の習慣と本性を自身に定着させることができると説明した（プラトン、395 C）。このような、「模倣を通して優れた人間になる」という教育論の中で、重要な役割を果たしたのが、舞踊や詩と共に行われる歌唱や器楽の実践（「実践としての音楽」）である。

まずは、プラトンが「実践としての音楽」に関して述べていることを整理していく。プラトンは、歌は、歌詞、ハルモニア、リズムからなると定義し、ハルモニアとリズムは歌詞に従うものと位置づけた。そしてその歌詞の中に、悲しみや嘆きは不必要とした（プラトン、398 D）。したがって、歌詞に従うハルモニアにとっても、悲しみや嘆きを表すミクソリュディアやシュントノリュディアは排除するべきであると主張した。また、柔弱であること、怠惰であること、國の守護者にふさわしくないとして、その感情を表すイオニアやリュディアも否定した。望ましいハルモニアとしてあげられているのは、ドリアとフリギアである。勇気ある人の調子を模倣する旋法がドリアであり、節度ある人の調子を模倣する旋法がフリギアであった（プラトン、398 DE）。このように、ハルモニアが望ましい、あるいは望ましくない人間の性質を表してい

るという見解はリズム論でも同様である。

ところで、プラトンにとって、「勇気」、「節制」などの徳を表す歌詞・ハルモニア・リズムを歌い、それに伴奏をつけることの意義は、模倣を通してその理想とする人格が備わるように促すという点にあった。つまり、このような「実践としての音楽」での模倣を通して、アレターは追求されているといえる。その際、アレターの追求には、ロゴスが不可欠になっていることが分かる。つまり、知恵、勇気、節制、正義を表す言葉（ロゴス）が、同じく知恵、勇気、節制、正義などを表すハルモニアやリズムにのせて歌われ、演奏されたとき、知恵、勇気、節制、正義のアレターはロゴスと共に魂に深く刻み込まれるのである。それゆえに、「実践としての音楽」において、アレターとロゴスは不可分であり、これらは一体となって真理が追求される。

以上、「実践としての音楽」で行われる営みが、ロゴスとアレターが一体となったものであることを確認した。このようなロゴスとアレターを有する「実践としての音楽」による教育は、道徳性の発展を目指すプラトンの教育論の中で、その初期段階から重要な役割を担っていた。

また、この「実践としての音楽」による教育は、國の統治者になる者の選抜がなされる前に実施されるものであるため、あらゆる自由市民がその教育を受ける対象となっていたことも併せて確認しておきたい。

#### 2. 『法律』にみられる「実践としての音楽」

『国家』が、國の守護者を選抜する教育論を示していたのに対し、『法律』は自由市民一般の教育論を示すものである。

『法律』では、子どもたちに最初に徳を備えることが教育であると説明されている。「快樂と愛、苦痛と憎惡が、まだ理知による把握の出来ない者の魂に、正しい方法で養われるならば、また理知による把握ができるようになったとき、それら快苦憎惡が適當な習慣のもとで立派にしつけられ、それによって理知と協調するようになるならば、その両者の協調全体がすなわ

ち徳である」（プラトン『法律』、653）とプラトンは説明し、人生の初めから生涯の終わりまで、憎むべきものを憎み、好むべきものを好むように導くことが重要であると述べている（プラトン、653 C）。以上をふまえ、『法律』にみられる「実践としての音楽」に関する記述を整理していく。

**早期教育の設定** 『法律』では、早期教育の重要性が述べられている。それは胎児期にまでさかのぼり、正しい養育によって、「魂と体をできるだけ美しく、善くする」（プラトン、788 C）ことが求められた。また、母親は誕生して間もない子どもを抱えながら、歌と踊りによって、子どもたちにまじないをかけることがよいとされた。それによって、魂に静かさと安らぎが生じ、好ましい結果を生むとプラトンは説明している。

このように『法律』では、生まれた時から、アレテーを表す言葉（ロゴス）を伴うハルモニアとリズムを聞く営みがはじまっているといえる。このような段階を経て、「実践としての音楽」は、次に歌舞の実践へと移行する。

**歌舞の鑑賞と実践** 神々は、人間にリズムとハルモニアを楽しみながら感じる感覚を授けた。この感覚を通して、神々は人間を運動させ、歌と踊りで人間を相互につなぎ合わせた。神々は、それに歌舞団という名前を与えたが、本来そこには喜びが備わっていた（プラトン、653 E-654 A）。

プラトンは、歌舞団の種類としては3種類<sup>3</sup>をあげ、それらはいずれも、美しいことを語りながら、子どもたちの魂がまだ幼く柔らかいときに魅惑しなくてはならないと説明している。さらに、歌に関してプラトンは、「歌と呼んでいるものは、実は魂への呪文を意味する。協調を目的とした真面目な呪文なのだ」（プラトン、659 D）と述べている。つまりアレテーとロゴスを伴う歌を通して、子どもたちに美しいものを美しいと感じるように感覚的に働きかけているといえる。

さらに『法律』では、教育のない者とは歌舞の心得をもたない者であり、教育のある者とは十分に歌舞の経験をつんだ者であると記されている。歌舞は踊りと

歌からなり、教育を受けた者は、「立派な内容」の歌や踊りを「立派に」歌い、踊ることができるとされた（プラトン、655）。

プラトンによれば、「立派に」歌い、踊るとは、「正しい」音楽を「正しく」再現することであった。模倣の正しさは、模倣された現像本来の量と質がそのまま再現されたときに成り立つとされた。したがって、リズムの歩みや旋律の調べに歩調を合わせることのできる程度までは教育を受けていなくてはならないのである（プラトン、670）。それでは、プラトンにとっての「正しい音楽」とは、どのようなものか、以下に整理していく。

**「美しい」音楽の定義** プラトンにとって「美しい音楽」とは、男性の言葉を使いながら女性的な調子や旋律を割り当てたり、自由人の旋律や身振りを用いながら奴隸や非自由人のリズムを付け加えたりすること、あるいは1つのものを模倣しながら、動物や人間の声、楽器の音、あらゆる騒音などを一緒に寄せ集めたりすることであった。同様に、歌詞のない旋律とリズムを作ることも批判している。

一方、「美しい音楽」については、3つの基準から判断するよう提言している。それは、第1にそもそもそれが何の模像であるか、第2にそれがどの程度正しく作られているか、第3にそれがいかに見事に作られているかという基準である（プラトン、668 E-669 B）。そして、それを「正しく理解する」ことは、その作品が、物体諸部分の数や位置を保っているかどうか、どれだけの諸部分があるか、またその諸部分がしかるべき秩序を保っているかどうかを認識することであるとされた。つまり、探し求めるべきものは、「楽しい音楽」ではなく、「正しい音楽」であり、音楽は快楽を基準として判定されてはならないのである（プラトン、658 E）。

このように『法律』では、音楽について、快楽を基準とするのではなく、秩序と規則に基づくべきであると述べられている。つまりここでは、個人の私的な感性や感情の教育として情緒を育むことを狙っているのではなく、社会が規定する正しいものを「正しい」と

認識するための教育がなされている。すなわち、社会が定めた正しい「アレティー」を「ロゴス」によって魂に浸透させることが目指されているといえる。それは理性と結びついた情操教育である。

さらに『法律』では、先述したように、人生の初めから生涯の終わりまで、憎むべきものを憎み、好むべきものを好むように促すことこそ教育であるという見解が示されていた。この「人生の初めから生涯の終わりまで」という教育観は、音楽教育にも反映されている。プラトンは、人間と音楽とのかかわりに関して「大人も子どもも、自由人も奴隸も、男も女も、誰も彼もまさしく國中の人人が人に向かって私たちが詳しく述べたあの歌を絶えず呪文として歌い続けねばならない」(プラトン, 665 C)とした。さらにプラトンは30歳に達した者や50歳を越えた者も、ムウサ(「実践としての音楽」の意味)にたゞさわらなくてはならないと述べている。

このようにプラトンは、「生涯にわたって」歌舞に関わることを提唱しているが、そのプランを具体的に示しているのがディオニュソスの歌舞団に関する記述である。

**デュオニユソスの歌舞団の教育的意義** デュオニユソスの歌舞団は、30歳以上60歳未満からなる歌舞団である。プラトンは、ディオニユソスの歌舞団において、継続的に歌舞を実践することで、魂の調和を取り戻すことを望んだ。長い人生の中で、「常に」憎むべきものを憎み、好むべきものを好むことは難しく、人間の一生の間にはたるみがきて、一般に失われてしまうものである(プラトン, 653)。それを回復させる役割をプラトンは特にディオニユソスの歌舞団に与えたのである(丸橋, 1997)。

丸橋(1997)が指摘しているように、この歌舞団の意義は次の点に確認できる。①老人が若者に歌を聞かせることによって、若者に魂の美しいものへのエロースを喚起すること、②老人自ら優れた作品を歌うことによって、魂を浄化することである(丸橋, 1997)。プラトンによれば、老人は飲酒によって、反乱状態の中から新たに魂の品性の秩序を立て直す。その上で、

美しい魂の似姿を模倣することによって、魂の品性を再生させる(丸橋, 1997)。このようにプラトンは、ディオニユソスの歌舞団において、老人が若者たちに歌舞の見本を見せてことで若者たちの魂を浄化とともに、老人も自ら継続的に歌舞を実践することで、魂の調和を取り戻すことを望んだ。

**リラの演奏** プラトンは、歌舞の実践とともにリラの演奏も学習内容の一つに位置づけた。リラは歌、すなわち言葉を伴って演奏される。またリラの演奏に際しての禁止事項としては、多様で複雑なリズムを用いることなどをあげている。リラの演奏に必要であるのは、正しい音楽を形を変えずにそのまま再現できる技術であった。そのため、リラは13歳から習い始めて3年間続けるのが妥当であり、これ以上でもこれ以下であってもならないとされた。この期間を延ばしたり、縮めたりすることは許されないと述べられている(プラトン, 810)。

以上、『法律』にみられる「実践としての音楽」に関する記述を概観してきた。そこでは、音楽の実践を通して、人格形成がなされていることが確認できる。その際、重要であったのは、『国家』と同様、音楽の実践においては、ロゴスとアレティーが一体となっていることであった。それらのうち、いずれかが欠けているものは「正しくない」あるいは「美しくない」音楽として位置づけられていた。つまり、『法律』においても、「実践としての音楽」が道徳性の育成としての機能を果たすためには、ロゴスとアレティーが一体となっていることが不可欠であったといえる。さらに、このような教育があらゆる自由市民を対象としている点も、『国家』から『法律』において一貫している。

## 総 括

本稿では、『国家』および『法律』にみられる「実践としての音楽」による営みが、ロゴスとアレティーと結びついたものであることを示した。ロゴスとアレティーは、その一方が欠けている場合には、「正しくない音楽」と位置づけられるものであった。すなわち、ロゴスとアレティーの双方を有していることが、道徳性の発

展を目指す音楽の実践において、不可欠であったといえる。

このような「実践としての音楽」は、アレテーであり、ロゴスであるという性質を有しているという点で、知的教育から区別された現代の情操教育や感情教育とは異なるものであるといえる。つまり、プラトンの道徳性の発展のための教育という視点からみた「実践としての音楽」の特質は、理性と情操が切り離されていないという点にある。プラトンは、このような教育によって、社会全体が真理へと向かうことを望んだ。この意味で、ロゴスとアレテーを有する「音楽」の実践は、真理の追求に他ならなかったといえる。

### 注

- 1) 現代の意味での道徳性の発展とは異なる意味をもつ。本稿では、プラトンの教育論における道徳性の発展を、徳を備えた人間による真理の追求と捉える。
- 2) 教育課程史研究の見地から、プラトンの「教育課程論」を記述しているものとして、ドルヒの『ヨーロッパの教育課程』があげられる。ドルヒは、教育課程を「計画された教授」と定義づけ、古代ギリシアから19世紀までの教育課程の歴史を記した。その中で、プラトンの「教育課程論」の構造についても言及している。
- 3) それぞれ老人、壮年、若者という3つの年齢層よりなる歌舞団。

### 引用文献

Brann, E., *The music of the Republic : essays on Socrates' conversations and Plato's writings*, Paul Dry Books, 2004.

D' Angour, A., "Plato and Play: Taking Education Seriously in Ancient Greece" *American Journal of Play* 5(3), pp. 293-307.

Dolch, J., *Lehrplan des Abendlandes*. Aloys Henn Verlag, 1971.

Murray, P., *Music and the Muses : the culture of "mousikē" in the classical Athenian city*, Oxford University Press, 2004.

Pelosi, F. (translated by Henderson, S.), *Plato on music, soul and body*, Cambridge University Press, 2010.

Shoen-Nazzaro, M. B., "Plato and Aristotle on the Ends of Music", *Laval Théologique et Philosophique* 34 (3), 1978, pp.261-273.

Whitwell, D., *Foundations of Music Education*, Whitwell Books, 2011.

Plato (with an English translation by Bury, R.G.), *The Laws I (The Loeb classical library)*, Harvard University Press, 1926.

Plato (with an English translation by Bury, R.G.), *The Laws II (The Loeb classical library)*, Harvard University Press, 1926.

Plato (with an English translated by Lindsay, A. D.), *Republic (Everyman's library)*, Dutton, 1969.

Plato (with an English translated by Emlyn-Jones, C. and Preddy, W.), *Republic Books 1-5 (The Loeb classical library)*, Harvard University Press, 2013.

Plato (with an English translated by Emlyn-Jones, C. and Preddy, W.), *Republic Books 6-10 (The Loeb classical library)*, Harvard University Press, 2013.

今井直重「プラトンの教育国家論」『大阪経済法科大学論集』第1巻, 1973, pp.49-104。

海老沢敏『ミューズの教え 古代音楽教育思想をたずねる』音楽之友社, 1989。

加藤信朗「プラトンの音楽教育論：それが教えるもの」『哲学誌』第49号, 2007, pp.1-21。

川島清吉「プラトン・「理想国家」における教育論の構造」『教育哲学研究』第21巻, 1970, pp.1-15。

木間英子「プラトンのバイディア・ムーシケー論－「国家」と「法律」を中心にして」『学苑』第566号,

1987, pp.123-115。

工藤千晶「プラトンの教育課程論における「音楽」の位置に関する研究－3つの「音楽」概念を中心として－」『音楽文化教育学研究紀要』X X VIII, 2015。

国安洋「プラトンのムーシケー論：「国家」を中心にして」『国立音楽大学大学院研究年報』第1巻, 1975, pp.62-63。

プラトン（今林万里子, 田中美知太郎, 松永雄二訳）『プラトン全集1 エウテュプロン ソクラテスの弁明 クリトン パイドン』岩波書店, 1992。

プラトン（藤沢令夫訳）『プラトン全集11 クレイボトン 国家』岩波書店, 1993。

プラトン（森進一, 池田恵美, 加来彰俊訳）『プラトン全集13 ミノス 法律』岩波書店, 1993。

廣川洋一『プラトンの学園アカデメイア』講談社, 1999。

マリー, H.I.（横尾壮英訳）『古代教育文化史』岩波書店, 1985。

丸橋裕「ディオニュソスのコロスの誕生：プラトン『法律』における教育の守護者たち（<特集>伝統と創造）」『年報・人間文化』第8巻, 1997, pp.24-25。